

第 8 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成20年9月24日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成20年9月24日（水曜日）

午前10時5分開議

午後0時3分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革の推進について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 過疎対策について
- (5) 請第22号 過疎地域振興のための新
法制定に関する請願
- (6) 閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員 長 馬 場 成 志
副委員 長 松 田 三 郎
委員 児 玉 文 雄
委員 松 村 昭
委員 前 川 收
委員 中 原 隆 博
委員 平 野 みどり
委員 氷 室 雄一郎
委員 藤 川 隆 夫
委員 重 村 栄
委員 池 田 和 貴
委員 溝 口 幸 治
委員 吉 田 忠 道
委員 淵 上 陽 一
委員 ・ 田 大 造
委員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局 長 木 本 俊 一

次 長 守 田 眞 一

企画課長 内 田 安 弘

総務部

部 長 角 田 岩 男

次 長 川 口 弘 幸

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

行政経営課長 高 嶋 祐 治

財政課長 田 嶋 徹

税務課長 富 田 健 治

市町村総室長 本 田 恵 則

市町村総室副総室長 村 山 栄 一

地域振興部

次 長 黒 田 豊

地域政策課長 神 谷 将 広

健康福祉部

首席健康福祉審議員兼

健康福祉政策課長 岡 村 範 明

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 宮 尾 千加子

商工観光労働部

首席商工審議員兼

商工政策課長 宮 尾 尚

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 伊 藤 敏 明

土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

議事課課長補佐 坂 本 道 信

午前10時5分開議

○馬場成志委員長 ただいまから、第8回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。なお、本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしたいと思います。

次に、今回付託された請第22号について、提案者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請願の説明者を入室させてください。

(請第22号の説明者入室)

○馬場成志委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔に願います。どうぞ。

(請第22号の説明者の趣旨説明)

○馬場成志委員長 請願の趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

(請第22号の説明者退室)

○馬場成志委員長 それでは、審議に入ります。

まず、執行部からの説明の後に一括して審議を行いたいと思います。説明に当たっては、可能な限り簡潔に願います。

それでは、お手元の次第に沿って企画課長から順次説明をお願いします。

○内田企画課長 企画課長の内田でございます。どうぞよろしく願います。

前回、6月の本特別委員会において、地方分権改革と道州制についてのこれまでの議論の動向について御説明させていただきました。道州制の議論は国と地方のあり方を変える議論であります。究極の地方分権の姿として議論されておりますので、今回も地方分権改革の議論とあわせまして6月以降の動向について御説明をさせていただきます。

まず、地方分権改革推進関係につきまして2ページの資料1をお願いいたします。第2

期の地方分権改革につきましては、前回6月に地方分権改革推進委員会の第1次勧告まで御説明をさせていただきました。6月以後の動きといたしまして、先月、同委員会において国の出先機関の見直しに関する中間報告が出されております。この中間報告は、本年末に予定されております第2次勧告につながっていくものであり、本日はこの国の出先機関の見直しについて御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。国の出先機関の見直しに関する議論の流れを御説明いたします。昨年5月に経済財政諮問会議の民間委員から、15系統の国の出先機関の大胆な見直しについて同会議に提出され議論が始まっております。10月には地方分権改革推進委員会から、地方6団体及び全国知事会に対し具体的な見直しの検討を行い同委員会に提案するよう要請を受けたのに対し、全国知事会では本年2月に国の地方支分部局、出先機関の見直しの具体的方策について取りまとめ提言を行っております。地方分権改革推進委員会では本年5月の第1次勧告の中で年末に行われる第2次勧告に向けた検討課題として、国の出先機関の改革に触れております。また、7月には全国知事会が第2期地方分権改革への提言の中で国の出先機関の抜本的な見直しについて提言を行い、8月に地方分権改革推進委員会が国の出先機関の見直しに関する中間報告を出しております。

4ページをお願いいたします。

地方分権改革推進委員会の第1次勧告に盛り込まれました国の出先機関の事務権限の仕分けの考え方について関係部門を抜粋しております。仕分けの考え方としまして、まず、国の出先機関の事務権限を国と地方がそれぞれ処理することが許容されている重複型、それから国と地方が一定の役割分担をしている分担型、地方への国の関与である関与型、主に国のみで事務を行っている国専担型の4つ

に分類をしております。重複型につきましては、地方に一元化することを基本とし、分担型については、地方に事務権限を移譲することを基本として、現行の区分けの線引きを見直しをするということにしております。関与型につきましては、原則廃止することを基本として法制的な見直しを行っています。国専担型につきましては、国が事務を行っているものでありますが、地方自治体による総合行政の確立しているものについては、事務権限の地方への移譲や廃止を行うというふうにされております。地方分権改革推進委員会ではこの仕分けの考え方に沿って見直し作業が進められております。

5 ページをお願いいたします。

本年7月に全国知事会が取りまとめた第2期地方分権改革への提言の中から、国の出先機関の見直しに関する部分を抜粋しております。国の出先機関の見直しは第2期地方分権改革にとって最も重要なテーマの1つであり、二重行政の排除や地域の主体制を尊重した分権型行政システムの構築は住民本位の地域づくりのためには欠かせないものとしております。また、本年末の第2次勧告においては、出先機関の抜本的な改革につながる勧告をすべきとしており、権限移譲にあわせまして必要となる財源を一体的に移譲することや、組織、人員の徹底した合理化の推進など大胆な改革についても明確にすべきというふうにしております。

6 ページをお願いいたします。

8月に出されました国の出先機関の見直しに関する中間報告についてでございます。中間報告は国の出先機関の組織の見直しに関する基本的考え方とその検討の方向、それに伴います人員及び財源の取り扱いの基本的考え方を提示をしたものでございます。ポイントとしましては国の出先機関の事務権限を廃止、地方へ移譲、本府省等へ移管、引き続き出先機関で処理に仕分けし地方移譲などで事

務権限が残らない出先機関は廃止を検討するということになっております。また、3つ目の○でございますが、一部の事務権限を残す場合は他の出先機関への吸収、府省を越えた総合的な出先機関への集約化、都道府県単位機関のブロック化等を検討とされております。さらに5つ目の○でございますが、国から地方へ人員が円滑に移行する仕組みを検討するとしております。中間報告に対しましては、下の四角い囲みのところでございますが、全国知事会からコメントが出されております。権限移譲と財源移譲は一体的に進めていくことが必要であること、財源措置の具体的な内容を早急に明らかにすることなどを求めています。

7 ページは今御説明申し上げました中間報告の概要でございます。

8 ページをお願いいたします。8、9 ページは見直しの対象となる出先機関の具体的な内容でございます。

まず、本年1月の第33回地方分権改革推進委員会に提出された資料をもとに作成をしております。平成19年度末の国の行政機関の定員の主な内訳を示したものです。国の行政機関の職員32万8,000人のうち、約7割弱の21万2,000人が出先機関に勤務しております。このうち都道府県労働局、地方整備局、地方農政局など色をつけておりますところでございますが、8府省15系統の出先機関が見直しの対象というふうになっております。

9 ページをお願いいたします。

現在見直しの対象となっております国の出先機関の概況をまとめたものです。平成19年7月1日時点の機関数、職員数によりますと、全国においては8府省15系統の3,438機関の約9万6,000人が見直しの対象というふうになっております。これを熊本県内で見ますと、右の方でございますが、6省9系統70機関の2,318人が見直しの対象となっております。具体的にはこの中で本当に地方に移譲するこ

とを対象としている人員のみが減少するというふうになるかと思います。

10ページをお願いします。

9月17日付の熊本日々新聞の記事を載せております。9月16日開催の地方分権改革推進委員会において、国の出先機関が所管する408件の事務や権限の見直しに対する中央省庁の見解が公表されておりますが、ほとんどが引き続き国の出先機関で処理するとの回答でございました。今後、地方分権改革推進委員会において各府省庁とのヒアリング等を通して事務権限の仕分け、組織の見直し作業が進められ本年末の2次勧告において出先機関の見直しが勧告される予定となっており、今後とも政府及び地方分権改革推進委員会の議論を注視していく必要があるというふうに考えております。

次に、道州制についてでございます。13ページの資料の2をお願いいたします。各方面の道州制の議論につきましては6月の資料を更新しております。前回6月からの動きといたしましては、自由民主党の「道州制に関する第3次中間報告」が取りまとめられております。政府その他の議論は国のあり方を見直す、地方分権を推進することを目的とするなど、おおむね同じ方向での議論となっておりますが、自由民主党の場合、連邦制に限りなく近い道州制の導入を目指すという理念が強調されております。

14ページと15ページをお願いいたします。

自由民主党の「道州制に関する第3次中間報告」のポイントでございます。前回、御説明いたしました素案との主な違いは区割の案が具体的に示されたことでございます。この区割案につきましては16ページから19ページにお示ししております。なお、税財政制度についても多少詳しい記述となっております。まず、理念といたしましては、日本の再生のために国のあり方を抜本的に見直し、新しい統治機構の構築が必要とし、道州制を導入す

るということになっております。中ほどの目的でございますが、中央集権体制を一新し、基礎自治体中心の地方分権体制への移行、国家戦略・危機管理に強い中央政府と国際競争力を持つ自立した道州政府の創設などが掲げられております。主なメリットといたしましては、地域の実情、住民ニーズに応じた行政サービスの提供が可能、道州相互間の競争による国全体の多様化・活性化などが上げられております。また、主なデメリットといたしましては、道州制政府は住民から遠くなるなどが掲げられております。

15ページでございますが、道州制の骨格としましては、限りなく連邦制に近い道州制を目指すと言われておりますけれども、憲法の改正までは触れられておりません。基礎自治体と道州に権限・財源・人間をパッケージで移すとされ、都道府県を廃止し全国に10程度の道・州を設置するとされております。

次に、第2次中間報告で残された検討課題についての考え方が中ほどに整理されております。区割り・州都につきましてはでございますが、区割りについては、全国を9区域とする1案と11区に分ける3案の計4案が示されております。いずれの案でも沖縄を除く九州7県は一つとされております。州都につきましては引き続き検討されており、従来からのブロックの中核都市に置くことと、一極集中回避のため政治、行政、経済の中心を分けるといった観点から中小都市等に置く等の2つの選択肢が掲げられております。中ほどの基礎自治体の規模につきましては、人口30万以上、少なくとも人口10万以上の規模が望まれるとされ、700から1,000程度に再編とされております。考え方の最後ですが、道州の税財政制度につきましては、道州の財政需要すべてをみずからの税収で賄なえるよう税制度を抜本的に改革するとされ、それまでの間、国による財源保障、財政調整を行うこととされております。具体的には既存の補助金、交付

税を廃止する一方、シビルミニマム調整制度と呼ばれる新しい制度により社会保障、義務教育、警察、消防について事務の適正な執行を確保する観点に立って必要な財源保障、財源調整を行うとされております。その他でございますが、道州議会及び首長・道州と国会、道州と国の役割分担・国の関与・中央省庁体制、公務員制度、大都市・東京、道州の自治立法等のあり方について方向性や問題提起が示されているところでございます。

最後にプロセスといたしまして、平成27年から29年を目途に道州制の導入を目指すと言われておりますが、今後この報告により、世論とのキャッチボールを行うことなどにより、さらに明確なビジョンを策定し基本法の制定につなげていくとされております。

以上で地方分権改革推進関係及び道州制関係の資料の御説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○本田市町村総室長 それでは、政令指定都市関係についての資料を御説明させていただきたいと思っております。資料3でございますが、22ページをお願いいたしますと思っております。

まず、市町村総室の方から、先進事例におきます政令指定都市の効果と政令市実現に向けた熊本市及び近隣3町での合併に向けた動きについて御説明をさせていただきます。前回6月の当委員会におきまして政令指定都市の概要ということで政令市の制度上の効果については、御説明を申し上げたところでございますが、今回は実際に政令市に移行した都市の具体的な効果の事例といたしまして、総務省の「市町村合併に関する研究会」で取りまとめられました、さいたま市と堺市の事例を中心に御説明を申し上げます。

まず、1番の区役所設置に伴う住民サービス、まちづくりの充実ということでございますが、区役所ができて利便性が向上したということと、各行政区単位で活発なまちづくり

が行われているということが報告をなされております。2番目の○でございますが、さいたま市では区民会議というものが設置され、区民の方々が主体となって行政への施策提言から、緑化事業や各種イベントの開催など幅広い活動が行われております。また、堺市におきましては、区長を公募いたしますとともに、区民まちづくり基金というものが創設され、さまざまなまちづくり活動が支援をされているところでございます。

次に、2の事務の効率化でございますが、県から多くの事務が移譲されまして、児童相談所設置等の福祉関係の事務や国・県道の維持管理等土木関係の事務の多くが市の施設や窓口で対応ができるようになりまして、この点からも効率化が図られているところでございます。

また、3番目の政令市移行に伴い付与されます財源の有効活用でございますが、さいたま市では政令市移行時に一般会計予算の規模が対前年比12%増加したということで財政規模が拡大したことによりまして、鉄道の新駅設置や高架化あるいは有料であった新浦和橋、これは非常に赤字路線であったようでございますが、これが無料化をされるなど都市基盤整備の事業が進められたと報告をされております。また、堺市においても財源を福祉の向上や魅力的なまちづくりに活用したということでございます。

次に、4の都市のイメージアップでございますが、堺市の例が報告をされております。政令市移行後、市への関心が高まって全国的な企業や新たなビジネスの進出が進み湾岸部を中心といたしまして、43社1,000億円の新規企業の投資が促進されたということでございます。その他の政令市におきましても、各市長の発言等でございますけれども、静岡市では世界有数のフェデラルエクスプレス、フェデクスということで知られておりますけれども、この運輸事業者が政令市移行を見据え

まして営業所を設立したという事例。それから新潟市では約7割が売れ残っておりまして物流団地が政令市移行を機に完売した、あるいは500人規模のコールセンターを誘致した、さらにはG8（ジーエイト）労働大臣会合が開催されたなどの効果があったということが報告をされております。先進事例におきます政令指定都市の効果については以上でございます。

続いて熊本市及び近隣3町での合併に向けた最近の動きについて御報告を申し上げます。23ページでございますが、文中でアンダーラインを引いたところが前回6月の報告以降の動きでございます。主な部分について御説明をさせていただきます。

まず、熊本市におきましては、2つ目のポツでございますが、8月28日に熊本商工会議所等の民間団体等が集まられて熊本市政令指定都市推進協議会が設立をされております。また、9月18日には益城町及び城南町で法定協議会の設置が可決されたことを受けまして、熊本市議会でも両町との法定協議会設置が可決をされたところでございます。

次に、城南町でございますが、7月までに合併任意協議会が終了いたしまして、8月21日の臨時議会に法定協議会の設置議案が提案されたところでございますが、このときには否決をされております。その後9月1日には合併賛成派の住民が法定協議会の設置議案に反対をされた議員への解職請求を起こされまして、さらに9月11日には逆に合併反対派の住民の方が町長及び法定協設置に賛成された議員の解職請求を起こされたところでございます。

このような中、9月12日には法定協設置に反対する議員の方から合併の賛否を問う住民投票条例案が提案され可決されたところでございます。これに対し9月18日の議会において、町長からさきに可決されたこの住民投票条例案が再議に付され、再可決に必要な3分

の2の賛成が得られずにこの同条例案が廃案となったところでございます。同時に法定協議会設置議案が再提案をしまして、このときには賛否同数となり、議長裁決で可決をされたところでございます。また、町長から法定協終了後に実施する住民投票条例案が提案され、これは可決をされたところでございます。

次に、資料の24ページをお願いいたします。植木町におきましては、8月に熊本市との合併研究会が終了いたしまして、9月16日に9月定例議会におきまして、町長が法定協議会設置を目指すこと表明されたところでございます。そしてあす25日が議会の最終日でございますが、この法定協設置議案が提案され採決が行われる予定と聞いております。

最後に益城町でございますが、8月に合併任意協議会が終了いたしまして、9月17日の定例会に法定協設置議案が提案をしまして、賛否同数となり、議長裁決により可決されたところでございます。また、議員提案の住民投票条例案については、これは否決をされております。

市町村総室からの御説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○神谷地域政策課長 地域政策課の神谷でございます。よろしくお願いたします。お手元の資料26ページ以降になりますが、過疎対策関係について御説明、御報告をさせていただきます。

資料4になりますが、こちらは過疎地域振興の施策提案の骨子の案でございます。こちらは執行部の方で設置しております過疎問題研究会の方でいろいろ御議論をさせていただいておまして、本委員会では前回の6月、県内の過疎地域の現状と課題について御報告させていただいたところでございますが、そのような現状と課題を踏まえて今後の過疎地域振興のために必要な施策の提案を取りまとめたものでございます。

資料の26ページ1番目でございますが、まず、過疎地域の役割と機能をこちらで整理をさせていただいております。過疎地域の役割といたしまして、過疎地域だけでなく都市部を含めて(1)になりますけれども、安心・安全な生活に寄与しているという役割を担っておると整理しております。具体的には①から④に掲げておりますが、都市部を含めて安全・安心な食を提供しているといったことですとか、森林がかなり多うございます。その森林がかなり水源の涵養に大きな役割を果たしておると、さらには森林の果たすもう一つの役割といたしまして、雨水の勢いを減少させるといったことを通じて土砂災害を防止している。さらには森林が果たす機能、最後になりますけれども、CO₂を吸収して地球温暖化の防止にも寄与しているという役割、これが1点でございます。

2点目(2)になりますけれども、過疎地域が多様な生活を実現し地域文化が息づく場としての機能も担ってございます。具体的には①にありますように、都市住民に対してもいやしの空間の場、そういったものを提供している。さらには過疎地域、各地域で固有の伝統文化がございます。そういったものをはぐくんで来ておりまして、いわば日本の古里といったような役割も担っておるところでございます。参考で書いておりますけれども、都市住民へのアンケート、こちらは東京で行われたアンケートでございますけれども、農村、漁村地域に訪ねたいかどうかという設問に対しては合わせて6割を超える方が興味があると、機会があればぜひ訪れたいという回答をしておりますし、都市、農村交流を通じて経済や産業の活力が活性化されると、さらには食の安全・安心が確保される、こういった役割があるといったような回答が得られておるところでございます。一番下にございますけれども、過疎地域は都市部と相互に機能補完しながら国民の生活を支えておると、いわば

共存共栄の関係にあるということでございます。そういうことである以上、過疎地域が有しております機能、役割を国全体で維持をしていくと、そういう仕組みを構築していくべきではないかというふうに整理しております。

27ページをお願いします。

過疎地域を取り巻く環境の変化ということで2番目で整理をしております。近年、過疎地域を取り巻く環境も著しく変わってきております。3点掲げておりますが、まず、1点目が市町村合併が大きく進展をしてございます。熊本県内におきましても94から48市町村に合併が進んでございまして、都市部と典型的な過疎地域が同じ自治体の中に存在すると、そういった市町村も誕生しておるところでございます。さらにはIT情報通信技術が進展してございまして、携帯電話ですとか、ブロードバンドが一昔前からは考えられないくらい爆発的に普及してございます。こういったIT面での利便性が格段に向上してございますけれども、過疎地域では携帯電話が通じないといったようないわば不便な地域はまだ存在しているところがございます。このままほっとおきますとさらに情報格差が広がっていくということも懸念されておるところでございます。3番目でございますけれども、こちらは都市部、特に団塊の世代の方が中心にいわゆる田舎の方に移住したい、田舎と交流したいという希望がふえつつあるところがございます。そういった実際に移住された方が熊本県内におきましても、地域づくりで中核的な存在となって地域の振興に寄与していただいておりますと、そういった事例も芽生えつつあるところがございます。新たな過疎地域、今後の過疎地域の振興を考えていく上ではこういった状況の変化も勘案しながら考えていくことが必要だろうというふうに整理してございます。

3番目以降で今後の過疎地域の振興の具体

的な施策を取りまとめてございます。こちらの具体的な施策につきましては、県内の27ございますすべての過疎市町村を対象に今後の過疎振興について、御意見なり御要望をすべて調査いたしまして取りまとめたものでございます。まず、最初第1点目でございますけれども、財源の確保、今後、過疎地域を振興していく上ですべてのおおもととなりますのが財源の確保、これが一番重要だと考えてございます。四角囲みの中に書いてございましており、過疎地域の財政力かなり弱いもの、弱くて非常に厳しい状況でございます。税源も都市部に片寄ってございますので、このままでは過疎地域と市部との財政力の格差が今後ますます広がってしまうということは懸念されます。そこで2点掲げてございますが、まず、地方交付税で財源保障、財源調整機能の充実・強化という提案をしております。具体的にはまず地方交付税の総額を確保していただき、さらには過疎地域に多く存在してございます基礎的条件の厳しい集落、こういったものを地方交付税の算定に反映しますですとか、過疎地域に多くがございまして森林、そういったものの公益機能を高く評価して、そういったものをより地方交付税に反映されるようなことを提案してございます。下に②になります、過疎対策事業債の存続、いわゆる過疎債の存続を一応要望をさせていただいております。こちらは過疎債、現在平成18年度ベースで100億県内で使われてございますけれども、この過疎債を引き続き存続させるとともにより使いかたのいいように対象事業を拡大するとか、さらにはソフト事業、基金の造成などによってソフト事業を支援するという仕組みが構築できないかという提案でございます。28ページをお願いします。

(1)で書いてございますが、安心・安全な生活の確保ということでまだまだ過疎地域、基本的に社会的なインフラ、そういったもの

の整備がおくれている、都市部と比べればかなりおくれている状況でございます。過疎地域におけるナショナルミニマムを確保していくということが最重要であろうと、さらにはそういうハード面だけではなくて過疎地域の地域の自治力を強めていく必要があるということで地域コミュニティの再編ですとか、そういったものに対する支援を提案させていただいております。下の色をつけたところで何点かにまとめてございまして、上から申し上げますと、まず道路網、上下水道、公共交通機関、情報通信基盤、こういった基礎的なインフラをまず、これまで過疎債によって支援ができておるところでございますが、まず、過疎債の制度によって引き続き支援ができるように、さらには従来現在の過疎振興では対象にされておらない、例えば公共交通機関でございますればコミュニティバス、福祉バスとかの支援に活用できるようにしていただきたいと提案をさせていただいておりますし、さらには医療面、過疎地域ではかなり医師不足とか深刻な問題がございまして。こういったものに対する過疎地域へのより配慮を強めていただきたいという提案、一番下は地域の自治力の関係でございますけれども、集落として機能を維持していくためにはその地域で地域の自治が強まっていく必要があるということで、そういう集落における地域の自治力を高めるための国からの支援などを提案させていただいております。

29ページに移りまして、生き生きとした暮らしの実現でございます。先ほど御説明した(1)はどちらかというと最低限、ナショナルミニマムの確保といった観点からの提案でございますが、こちらでは過疎地域が引き続き持続して振興していくためには何と云っても過疎地域で暮らせる、生活を営めるといったことが重要であろうという観点からの提案でございます。いろいろ書いてございますが、

まず、農林水産業、過疎地域の基幹産業でございます。こういう第1次産業で過疎地域の方が生活できるような施策を提案してございます。具体的には耕作放棄地への対策ですとか、森林整備に対する費用負担、過疎地域の方が管理してございますが、そういうところに支援をしていくといったような提案をさせていただきます。さらには過疎地域に対しまして、企業誘致ですとか、新たな産業を創出するといったものへの税制上なり、融資といったものへの支援を拡大できないか、そういう提案、さらには定住を進めていく意味でU J I ターンされた方へのより入ってきやすい支援制度の拡充ですとか、過疎地域にはぐくまれております伝統芸能といったものをより継承していくといった観点からの配慮ですとか、以前、過疎債を使って整備をした例えば施設、そういったものをほかの用途に転用したい、そういう弾力的運用をさせていただきたいといったことを提案をさせていただきます。おめくりいただきまして30ページでございます。

まず、(3)で都市部との連携という観点からの施策をまとめさせていただきます。過疎地域は非常に少子高齢化の波が激しく過疎地域だけで今後持続的に発展していくということはなかなか難しいだろうと、そういったときには例えば医療面的などで周辺の都市部と連携をしていく必要があると、先ほど請願の中で山都町長もおっしゃってましたけれども、過疎地域だけではなくて都市の住民の方にも過疎地域が振興、これが日本に果たしている役割、そういったものを教育していくことが必要であると、そういったことから2点提案させていただきます。まずは、過疎地域と、都市部でかなりの活発な活動をされているNPOとそういった団体との情報共有を進めまして都市部のNPOの力を過疎地域に持ってくる、そういったことができないかという提案でございます。2点目

は過疎地域の医療対策でございます。各都市部にも存在してございます中核的な病院が過疎地域に存在しておる僻地診療所などを支援していくために必要な財源を保障できないか、そういった提案でございます。

(4)になりますけれども、先ほど環境の変化でも述べましたが、市町村合併が進んでございます。今合併した市町村では一つの自治体として一体感を醸成するために新たな町づくりに取り組んでおるところでございます。例えば八代市のように都市部と典型的な過疎地域が混在する市町村では同一自治体内で格差が現に存在しておりまして、そういった格差解消に取り組んでおるところでございます。それを踏まえた提案といたしましてみなし過疎、一部過疎、今現在、過疎地域に暫定的な過疎地域とみなす地域が県内にも存在してございます。こういったところを引き続き過疎地域として取り扱っていく、今までどおりそれ以上の支援を行える、そういったことを配慮していただきたいという提案でございます。

(5)その他として最後に整理しますが、基礎的条件の厳しい集落、一般的には限界集落と呼ばれてございますけれども、過疎地域以外にも存在しているところがございます。こういったようないわゆる過疎地域以外に存在している基礎的条件が厳しい集落に対しても、過疎地域に対する支援と同様の支援措置が講じられるような配慮ができないかということも提案をさせていただきます。

以上、今後国に対する施策提案の骨子でございます。最後の31ページになりますけれども、こちらで前回の過疎問題研究会、執行部の方で設置しております学識経験者の方、過疎市町村の首長さんなどで構成しております研究会で出された主な意見を簡潔に御紹介をさせていただきます。まず、過疎地域の役割につきましては、過疎地域が日本の国土の

保全、日本の美意識の文化、そういったものに寄与しているということを都市住民に理解してもらうことが何よりも重要ではないかと、過疎地域が衰退してしまうということは日本の衰退につながるという共通の認識を持っておいていただくことが重要ではないかという御意見もいただいております。具体的な施策の提案につきましては、医師不足などを初めとします高齢者に対する安心・安全の観点、さらには防災対策、公共交通機関の観点で、さらには教育面、あとは農林水産業1次産業の振興、高速道路の整備、さまざまな御意見をいただいております。

最後の3の全般的な事項に書いてございますが、研究会での御意見としては素案については、全般的に網羅をされている、その点は評価するんだけど、国へ政策を提案していくに当たっては熊本らしいインパクトのあるものにしていくべきではないかといったような御意見、さらにはこれまで四次にわたって法律を制定して過疎対策を講じて講じてきたところでございますけれども、なかなか過疎化の進行を食い止められていないということで思い切った価値観の転換が必要ではないか、こういったような御意見をいただいております。こういった御意見を踏まながら執行部では12月をめどに国への施策の提案を取りまとめていきたいと考えております。

地域政策課からは以上でございます。

○馬場成志委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。今、3課長さんから分けて説明がありましたので、できるだけその順序に沿っていただきたいと思います。一括して質問も受けたいというふうに思います。

○前川収委員 まずは、道州制の話なんですけれども、これは地方分権改革推進委員会が

中間報告を8月1日に取りまとられたということで、国から地方に権限移譲することについて4段階、4つの類型に分けながら提言をされておりますけれども、その後気になっているのは、要は国から、これは新聞記事なんですけれども、9月17日、10ページに書いてありますように見直しゼロ回答ということで、これはこの提言の中間報告の中で108の事務や権限の見直しに対する中央省庁の見解の中でゼロだということだったということでしょうけれども、ちょっとこの内容について詳しく説明をいただけませんか。

○内田企画課長 10ページの記事は、国の出先機関における事務権限、所管する408件の事務権限の見直しに関する中央省庁の見解を分権委員会がまとめて公表したということでございます。各省庁とも、例えば農水省であれば農家の後継者育成など、これは国の責任としてきちんとやるべきであるというようなことを言っておりますし、すべてについて国が責任を持って対応すべきというような観点の回答が数多くありまして、その上で実質的にゼロ回答というふうになっております。ただ、もう既に新聞でも御存じかと思いますが、一部は例えば道路関係で国道の15%ほどは都道府県に移すとか、河川でも一部を移すとかという話もあっておりますが、基本的に国の方が実質自分たちがやはり国として責任を持って行うということで回答しているところでございます。

○前川収委員 ということは、この分権委員会が究極的な形で道州制に移行する基礎的な考え方とどうリンクするかというのが非常に難しいし、わかりづらいところもあるかもしれませんが、権限移譲を伴わない道州制というのは少なくとも私自身の考えではあり得ないというふうに思っておりますけれども、国は政府機関がこういう形でやりましようと言

っても同じ政府機関である各省庁ですね、府省と申しますか、については非常に後ろ向きだということだとらえていいということですね。

○内田企画課長 各省庁はそのような多少後ろ向きであるということ。

○前川収委員 多少じゃないと思いますけれども、そこは多少ということでおっしゃいましたけれども、これは、結局は道州制の議論と分けていいのかどうなのかというのが少し整理が必要かと思うのです。一方で、道州制の議論はあっているわけですが、政府機関でやっているものもあるし、政党でやっているものもあるし、全国知事会でやっているものもあるし、経団連でやっているものもあるし、九州地域戦略会議ということそれぞれ議会の皆様方とか、経済団体の人たちが一緒になってやっていたらというものもありますけれども、結局、権限移譲と道州制に移行するというのはどこでどうリンクしているのかというのは、道州制の議論と権限移譲の議論というのは別な議論なのか、それともそこはきちっとどこかでリンクさせてあるのか、そこは確認できますか。

○内田企画課長 道州制の議論と分権委員会の分権の議論ということですが、現在のところ分権委員会は分権の議論のみという形で進めております。ただ、説明の中でも申したように、地方分権の究極の姿としてということで道州制の議論は進めておりますので、道州制の議論を行う際には地方分権が現行の議論の中できちっと確立をされるということがないと、ただ単に中央省庁に権限が一極集中するとかという形の道州制に終わってしまう可能性がありますので、私たちとしましては前段に地方分権がきちっと確立されること、この議論がきちっとなされて地方に権限

が移譲されるという前提を持って道州制の議論を進めていくものだというふうに考えております。

○前川収委員 道州制が地方分権の究極の姿であるというのは知事の代表質問の答弁の中でも出ておりましたけれども、それは熊本県が言っていることであって国とかが言っているわけではないんですか、これはどうなんですか。

○内田企画課長 国それから全国知事会も同様の意見を持っておりますし、国の道州制ビジョン懇談会も基本的には、地域主権等と言っておりますが、分権をもとにした道州制ということですので、道州制を議論する場合の実体的なところは大体同じような考え方を持っている、ただ、先生、御懸念がありますように、地方分権の議論が今の府省の抵抗の中でどれだけ進むか、その先にどういう道州制が描けるかということにつきましては、議論をかなり注視していく必要があるというふうに思っております。

○前川収委員 わかりました。それでは熊本県は熊本県としての今の議論を見ながらの見解、もちろん結論ではないです、中間的な道州制に対する考え方とか、あるべき姿という部分については常に意識を持ちながら動いていかなければならないと思いますけれども、九州地域戦略会議というものがございます。これは知事会も含めて一緒にやっていたらというもので、経済団体の皆さんも入ってやっていたら。九州の経済団体の皆様方も一緒になってやっていたらということですが、この権限移譲が伴うか伴わないかとか、そういった部分の道州制の今後の議論の推移というものは結論的に道州制がどういう形になるのか、住民にとってですね。私は個人的な懸念からいけばただ単

に格差が広がるだけの道州制になってしま
う。これは日本全体を見たときに格差が広
がるだけのみになってしまったり、もしくはた
だ単に都道府県の合併になって、財政効率の
みを追及するだけで住民生活というものに視
点がある道州制になるのかというのは非常に
疑問を持っております。そこで、九州地域戦
略会議というものが、ある程度九州のモデル
を10月に出したいという話があって、その内
容については今詰められているところだとい
うふうに思いますけれども、熊本県として、
もちろん知事会も含めて九州地域戦略会議と
いうものの中に入って提言をまとめられるわ
けでしょうが、このまとめられる九州モデル
の内容と熊本県の考え方というのはきちっと
一致するのかなどのが非常に疑問です
し、場合によってはこのモデルが出たにして
も熊本は違うよという意見が出てもいいと私
は思っております。そうするべきだろうとい
うふうに思ってますけれども、その辺はどう
なりますか、10月、来月出るわけですけれど
も、あくまで各県の全部の九州の7県の知事
がその考え方がすべてオーソライズされた
ものとして出ていくものか、それとも参考ま
でという程度のものなのか、そこについて
お話いただきたい。

○内田企画課長 今、九州地域戦略会議で九
州における道州制の議論を進めているところ
でございますが、先生の御懸念されているよ
うなことを前提に九州地域戦略会議の議論が
始まったというふうに思っております。やは
り、九州が独立してきちっとした形で、自立
した形で行政ができるかどうかということ
を国と別の次元で九州人みずからが議論する場
としての九州地域戦略会議だというふうに考
えております。その中では、具体的に12のテ
ーマについて一般の住民の方々に対してわか
りやすいような形で提示すべき必要があると
いうことで、今、九州モデルということ

げながら議論を行っているところでございま
す。その中の議論に本県からも総合政策局長
が委員として入っております、県としての
意見はそこできちっと御説明をし、発言を
させていただいているところでございます。
熊本独自のと言われますとなかなか難しい部
分もありますが、ただ、本県の考え方はその
場できちっと主張していくし、これまでもそ
の中で主張してきたというところでございま
す。

○前川収委員 じゃ1つだけお願いしておき
ます。九州モデルが出たときに当然庁内の皆
様方、知事も含めていろんな議論があつて言
われた内容になると思います。ただ、それは
ほとんどの県民も中身がわからない状況です
し、我々は少しずつ聞いてきていますから、
そんなに違和感がないのかもしれませんが、
少なくとも、いつも使われる手法で、これは
戦略会議でまとめたモデルの中にも書いてあ
りますから、それはもう承認事項なんですと
いうような使い方をしないような、何か一札
というかですね、まとめるときに……。それ
ができれば、これはもう九州は全部これです
よということではいささか私は内容もわから
ないままで「はいはい、そうですか」とは言
えないというふうに思ってますので、できれ
ば九州地域戦略会議が全体の意見のトータル
でオーソライズされたものであったにして
も、それが何か全部担保されてしまって今後
の議論をその中で制約されてしまうというよ
うなことにはならないような形を何か工夫し
ていただけるように、要望です、お願いして
おきます。何かありますか。

○木本総合政策局長 今、前川委員の方から
お話があったように九州地域戦略会議の方で
今検討しております。大きく分けて1つは事
務事業のあり方、要するに国、地方でどうい
うふうに事務を分けるかということ

立場で考えようというのが1つの課題でございます。もう1点はそれに伴ってどういうふうに国、地方の財源を分けるのか、これはある意味全くのシミュレーションと申し上げてもいいかもわかりません。九州としてはこう考えますよ、特に税財源については仮想の話になっております。要するにこれは国の了解も得てませんし、こうあったらいいなという形をまとめている。一種の頭の体操というものでございます。

○前川収委員 確保されないということですね、だから、それはいいわけですね。

○木本総合政策局長 だから、これで先生御心配のようにこれで決まったけん、これでいくぞということはまずないんだろうと思います。九州として道州制についてこう考えますというのを、今、知事、それから九州の経済界の代表の方々が集まって九州の道州制についての考え方を出している、これは国に対しての一種のアプローチ、問題を投げかけるという形になるんだろうと思います。じゃこれで仮に九州になったときに、九州モデルでそのままさっとやれるかと、やれるものではありません。それは国の税財源のあり方も、国の税財源もこうしたらいいとかも勝手にやってるわけですから、こうあったらいいという形であって、国の了解を得たものでも何でもないわけです。事務事業についても同じことです。九州としてはこうあったらいいという考え。今そういうことをやっていますので、ある種の頭の体操の部類かなと私は思っております。これを道州制があったときに、これでいけるというものでもない、それはやっぱり道州制になったときには国と地方が本当にちゃんと話し合って、法律か何かで事務事業なり税財源についてはきちっと決めないとそれは移行できないというふうに思っております。こういう状況でございます。

○前川収委員 私が言っているのとちょっと内容が違うと思いますけれども、わかりました。頭の体操のためのものでしょうから、そのことが今そうおっしゃったから、そういうものですということですから、だから、それが我々の議論に制約になるようなものではないという認識でいいということですね、返事だけください。

○馬場成志委員長 はい、返事。

○木本総合政策局長 おっしゃったようにイエスになったところもあるかもしれませんが、基本的にはそういうものだと思っております。

○重村栄委員 私の受けとめ方のずれか、私の頭の整理の仕方の違いかちょっとわかりませんが、説明の中で例えば分権のからみでいくと、国はこうですというふうには説明をされてあるですね、その一方で例えば省庁の整理統合には各省庁はノーという状況ですね、一体感がないですね、国はと言いながら省庁は全然協力体制はない。それでもって国はという方向は言えるのかと、あくまでもこれは分権委員会の意見はこうですと。省庁はこがんですと、国としてばらけてますというのが実態なんじゃないかと、だから、国としてこうですとは言えないんじゃないかなと、そういうふうにしに受け取れないんです。ところが説明を聞くと国はこうですと、というふうな説明に聞こえる。そこが私の受けとり方の違いなのかどうなのか、ちょっとその辺の認識をしたいです。

○内田企画課長 済みません。少し説明不足のところがあったかもしれませんが、委員会の方も国の付属機関的な形で、いわゆる政府の執行部と独立した形で議論を行うと、ただ、

国の1つの機関としての動きはしているということでございますので、分権委員会は、ただ単に、例えば民間にとか、任意でつくられたものではありませんので、そういう面で国の一部というふうには考えておりますので、国が、ないしは分権委員会という形で話をしております。ただ、そうは言いましても各府省庁はまた別の立場があるという中である面では国の中でせめぎ合いをしながら、よりよい方向への議論を行っているということで、まずは第一段階の提言に対して府省庁はノーの回答を示したと、今後第2、第3ラウンドというふうに表示されておりますけれども、各府省庁と議論をしながら年末まで内容を詰めていくというような話になっております。

○重村栄委員 マスコミさん等を通じて表に出てくる話は、国はという表現あるいは国の方向性としてはという形で出てきている。説明と同じような形で出てきていますね。ところが実態はそれと別にさっき言った省庁は全く違う方に向けて、違う方とは言いませんけれども、それに沿わない方向で動くという、事実相反するような中身なんですよね、現実問題としては。ところがその辺はうまく表現されないから、聞いている人はもういかにもすぐにでも進むのではないかというふうに受け取ってしまう、ところが現実はそのじゃないと、全然足並みが違っていると。その辺をきちっと説明していかないとやっぱり情報として誤った情報が伝わっていく。私たちが逆にいうと誤解する情報が伝わってくる、そんな感じがしてしょうがないです。その辺をもう一回整理をしていただいて論議を進めないと片一方では分権の話をしてながら道州制も話すので、これはリンクしないと、こんなばかな話もないんで、そこら辺もきちっとしていかないといけないじゃないかなというふうにしかな受け取れないですよ、個人的な感覚なんです

けど。その一方で考えれば、もう随分昔に、随分というか数年前に、地方分権一括法が成立してなかなか進まない。一部事務は移管したけれども、財源は回ってこない。そんな進まない部分も中にはあると。それもうまくいっていないのにこの分権の問題にしても、道州制の問題にしてもすごく進むような話をしながら現実足踏み状態じゃないかなという感じもするんでその辺の情報の提供の仕方も少し整理をしながらして行ってほしいなというふうに思います。

○木本総合政策局長 若干補足をさせていただきます。この10ページの熊日の見出しが見直しゼロ回答となっております。基本的にそういう説明をさせていただいたところがございますが、今年の5月に地方分権改革推進委員会の第1次の勧告が出ております。これでは具体的な事務、例えば道路、河川とか、こういうものを地方に移したらどうか、具体的な事務を列記して勧告をしているわけです。その後、今年の6月20日に地方分権改革推進本部、これは本部長が首相でございます。この推進本部の推進要綱というのが出ておりますが、この中では第1次勧告を最大限尊重すると、一応尊重するという姿勢は打ち出しております。分権改革推進計画を策定し、新分権一括法案、これは仮称でございますが、これを平成21年度中にできるだけ速やかに国会に提出するという大きな方針は決めてございます。ですから、分権改革推進委員会の勧告についてはちゃんと尊重して法案提出までしますという方向性は打ち出しております。ただ、具体的な事務についてはなかなか難しいというところがございます。ただ、課長が申しましたように、道路、河川については、一部についてはもう動きが始まっております。今月中には都道府県と検討を具体的に行っていくということは示されてございます。

それから、もう1点、道州制と分権との関係でございますが、これは別ものではないというふうに思っております。そもそも道州制が始まりましたのは、要するに、今のような国と地方の事務の分け方でいいのかということから出発しているわけでございます。分権の考え方についても同じでございます。地方分権改革推進委員会の基本的な考えというのは去年の5月に出されておりますが、このメインテーマが地方が主役の国づくりと、この中で将来の道州制の本格的な導入の道筋をつけるものというふうになっております。そういうこともありまして、決して道州制と分権というのは全然別ものではなく、要するに光の当て方だろうというふうに思っております。

○馬場成志委員長 重村委員いいですか。

○重村栄委員 はい、いいです。

○氷室雄一郎委員 資料の9ページでございますけれども、国家公務員が自衛隊を除けば大体33万、中央省庁が4万人、地方が大体22万人くらいという数が、私の記憶がちょっとあやふやなんですけれども、この9ページの資料はこれだけが出先機関ということで載ってるんですけれども、これに付随する機関等があるという認識だと思んですが、どうなんですか。熊本県もこれだけの人員が出先機関の人員ということなんですか。

○内田企画課長 9ページの資料でございますが、これは見直しの対象となっている国の出先機関の概況ということでございまして、8ページの方が先生おっしゃいましたように出先機関、これは20年1月30日の分権委員会に出されました資料でございますが、21万2,000人ということでございます。9ページはその中で8ページに掲げました少し色をかけ

ております見直し対象となっておりますところの全国の機関数、職員数、それから県内における機関数、職員数ということで資料を分けて提示しております。

○氷室雄一郎委員 じゃ、もっと実在の数というのは県内どのくらいおるんですか、見直しの対象となっておりますのは上げてありますけれども、それはわかりますか。もっと莫大な数がおるといものなんですか、出した数以外を含めて、すぐ出ますか。数だけでもわかりますか。

○内田企画課長 わかります、後で。

○氷室雄一郎委員 後でいいです。

○氷室雄一郎委員 6月の戦略会議でも御手洗会長が講演をされてますけれども、なかなか道州制のワンステップとしてこの出先機関の見直しという統廃合が一番入りやすいと、この辺から先ほど頭の体操というお話がございましたけれども、なかなか論議しても非常に漠とした論議しか進まない。会長は講演の中でこの辺の出先機関の見直しからいろんな論議が進みやすいじゃないかというお話もございました。ここでもいろんな論議がなかなかしにくいわけでございますけれども、その辺の論議についてのワンステップを出先機関の統廃合という認識から、こういう道州制の論議を進めるべきだという1つのいろんな識者の論議がございまして、それについては総合政策局長どがん考えられておりますか。

○木本総合政策局長 出先機関の論議から入る……、やっぱり道州制の問題については事務事業をどういうふうに分けるかというのが一番最初に来る話だろうと思います。事務事業をどういうふうに分けるのか、国と地方で

どういふふうに分けるか、地方においては道州と基礎自治体をどういふふうに分けるのか、それでもってその次に来るのは、じゃ出先機関をどうするかという話、順番としてはそういふふうになるだろうというふうに思っております。私は基本的にそう思っております。

もう1点ですね、この出先機関の話は州都のからみで言いますとちょっと私ども熊本県としてはきついのかというふうに思っております。本県が州都というときに1つの理由としましては、国の出先機関の集積がありますよということが1つの売りだったわけですが、出先機関の統廃合となりますと、網かけの部分が無くなっていくとなりますと、それだけ私どもの1つの論拠が弱くなるということですので、余り先にやってみようのは困るかなという思いはございます。

それから、先ほどちょっと頭の体操と言いつ過ぎたと思っておりますので、そこら辺をよろしくお願いたします。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○内田企画課長 ブロック単位、いわゆる九州全体を統合するのが九州総合通信局とか農政局、森林管理局、九州地方環境事務所等4機関ありますけれども、1,090名ほど、それから、都道府県単位の機関、法務局、労働局等々、それから地方調整局の熊本河川国道事務所等が1,228名ということで約2,300名ほどの国家公務員さんがおられるということでございます。

○氷室雄一郎委員 後でまた資料をいただければと。

○馬場成志委員長 後ほどですな、いいですか。

○氷室雄一郎委員 県内だけでございますので、資料をいただければ。

○馬場成志委員長 後ほど資料を。

○内田企画課長 はい、わかりました。

○濱田大造委員 政令市に関して質問したいのですけれども、よろしいですか。

トレンドとして政令指定都市になるのかなと、県民も熊本市民もそういうふうを考えていると思うのですけれども、ちょっといまいち何のために政令市になるのかというのが、この資料を読んでもわからないし、これまで政治家も悪いと思うのですけれども、県からも聞こえてこない。経済の観点から企業が何社来るとかですね、そういうことは余り重要ではないと思います。私は、6月のこの委員会でも質問させていただいたんですけれども、政令市になったら200人から300人規模、多くても400人の職員が移管するだろうというお話をいただいたんですけれども、そんなばかな話はなくてですね、一たん政令指定都市になったら、今70万をクリアするかどうかが議論しているわけですが、熊本というのは100万都市圏を超えていますので、経済圏としては、今、菊陽、大津というのが政令市に加わらないだろうとみんな思っているかもしれないけれども、一たん70万をクリアして政令市になったら、80万、90万都市に限りなく近づいていくと思います。ですから、180万人県民のうち、100万都市が出現するということは県庁が何のためにあるのかと、政令指定都市になるということは熊本県が2つ出現することになりますから、片や一方で過疎地はどうしようと、皆さんも御承知のとおり日本中の福岡県でも京都でも大阪でも優秀な人材というのは政令市に入ります。政令市にまずプラリオリティがあって、その次に県を受けようかと、もうそうなってしまったらど

んな熊本県になっちゃうんだと私自身も思います。ですから、ぜひ今どこまで県として、県庁として今熊本市の幸山さんが一生懸命頑張られているんですけども、県としてもどういう熊本をつくるんだ、だから何のために政令指定都市が必要なのかと、これはもう明確に県民に対して説明しないといけない時期にきていると思います。それをぜひ今どういう政令市を目指すのか、経済のまちを目指すのか、ちょっとその辺が全然分からないので、今どうお考えになっているのかをお聞きしたいと考えています。

○本田市町村総室長 まず、基本的なところとして、政令市というのは、6月の委員会でも御説明させていただきましたけれども、権限それから財源的にも現行制度上最も充実をした形での基礎的自治体というふうに言えると思います。ただ、そうは申しまして、これも6月に政令市、中核市、都道府県の権限の区分図をお示して御説明申し上げましたところでございますが、政令市ができたといたしましても全県的な調整でございますとか、あるいは県に引き続き権限が残るといような業務もでございます。そういう中で県が政令市ができましても今後そういった形で県として果たしていく役割というものは依然として残るといふふうに考えております。また、現在、今、先生がおっしゃいましたように、熊本都市圏等も含めれば100万近いと、180万のうち100万近い人口があるといふのもこれも事実でございます。そうした中で熊本市の方が5年前の旧法時代に合併を推進しましたが、近隣の町村の方から、合併に至らなかったという事実がございます。そうした中で、その後、熊本市の方で近隣市町村も合わせたところでどういう都市圏をつくっていくのかというように1つのビジョンを発表されました。そうしたものに基づいて、今具体的には3町と合併の協議を進めておられるというところ

でございます。そうした都市圏ビジョンをもとに今後どういう新市をつくっていくのか、そして政令市をつくっていくのかという議論がなされていくものというふうに私どもも認識をいたしております。県にとりまして、この政令市ができてということは非常にそれ以外の地域に県の力を注げるといふようなこととあわせて、ただ、それだけではなくていわゆる先ほど来からの議論があつておりますように、州都をにらんだ場合におきましても、これは素人論議というようなものを踏まえましても非常に大きな拠点性を高めるものというふうに認識をしております。具体的にどういう都市をつくっていくのかということは関係町と熊本市との間で具体的に協議を進められていくわけでございますが、県といたしましても、そうした協議の過程の中におきまして要請があれば参加をいたしまして、また、必要な情報の提供等、今これも話があつておりましたように、政令市になりますと、多くの事務事業が政令市の方に移るといふようなところもでございます。そうしたものは熊本市近隣町ではまだ全く経験がないわけでございますので、そういった必要な情報等の提供を行うなどして協議の中で御支援をしてまいりたいといふふうに考えているところでございます。

○松田三郎副委員長 今の濱田委員の質問に関連しまして、また、前川委員の地方分権と道州制のリンク云々ということに関連しまして、資料でいいますと6ページあるいは15ページあたりかと思いますが、例えば6ページ中段真ん中くらいの○、国から地方に人員が……、内田課長に質問しております。わかる範囲で結構でございます。人員が変化し移行する仕組みを検討あるいは15ページの公務員制度の一番下の○で公務員の大規模な移管云々と、こういう仕組みを検討するということではありますが、例えば出先の支分部局を統廃

合した場合の話で地方分権の場合、その場合に身分とか、数はちょっとまだどれくらいとわからないでしょうけど、そういう議論がなされているのかと、あるいは先ほどの政令指定都市になった場合の市役所の職員がもっと要るだろうと、あるいは道州制になった場合、県庁がなくなるわけでしょうから、県職員の方が道州の職員になるのか、あるいは市町村の職員になるのか等々ですね、少なくとも少しは議論が始まっておるとは思いますが、何かその周辺の議論の状況がわかるならばお聞かせいただきたいと思えます。

○内田企画課長 人員それから財源の話も含めるのかもしれませんが、今、役割分担論をやってますのも、どういうふうに仕事それから人員それから財源を分けたいかという基礎的な議論を行っているというところでございます。まず、業務をどういうふうに国と地方に分けるのかと、それに伴って当然それに伴う業務を行っている人員の算定はできるかと思えます。知事会でも業務等を全部分けまして、また、分権委員会でもそういう議論をしまして大体何名くらいが移管する業務にかかわっているかということは今調べているといえますか、議論をしているところです。ですから、ある程度業務の分担が決まりますと、どれだけ担当する人員が地方に行く、行かないというのが明確に決まり、それに伴って今度は身分保障等も含めながらどういうふうに行っていくのかという議論につながっていくものと思えます。ただ、一つ知事会として懸念しておりますのは国の場合の行革の度合い、ただ単に国の職員さんを全部、例えば道州あたりに置けばいいのかというのはまたちょっと課題があるということで、そのあたりをにらみながら議論を行っているというところです。

それから道州制につきましては、まだ道州制の形がどういう形でやるかというのも今ま

だ議論中ということですので、おおざっぱな、先ほど局長が申しましたように、財源の議論とか、そういう枠組的な議論を行ってますけれども、まだまだ具体的にはいっていないところでございます。

○松田三郎副委員長 ちょっと確認します。今、移管に伴って支分部局の統廃合をと、中央の移管に伴って県職員になられると、国家公務員から、という場合も、例えば俗にいう割愛であるとか、あるいはやめて県職員になる、そういう場合もあり得るわけですか。

○内田企画課長 今の分権の議論で、業務を現在のところで都道府県に移譲するという議論でありますと、その業務に必要な職員は都道府県の職員になるというふうに考えております。

○吉田忠道委員 道州制の議論を確認したいんですけども、先ほど地方分権と道州制のリンクの件も話されましたけれども、道州制がどのように進んでいくかというのは不透明な部分がありますので、それとは別に一方、地方分権は進めていかないかんとというのはあるかと思えますが、この道州制のところで確認したいのは、13ページの今後の予定、各方面からの予定がここに出されておまして、平成30年までに道州制移行を目指すとか、あるいは平成27年から29年をめどに道州制の導入を目指すとか、大体、似たようなところに目指すところが一致しておるようですが、これは今後私が地元に戻って有権者等にいろいろの道州制の問題を説明する上でこういう認識で大体言っているのかというのが1件と。

道州制については、具体的な話というのはそんなにないんですけど、1つは区割りの案ですね、これはおおまかに九州の場合はほとんど問題が余りありませんので、九州は一つというような感じで、こういう認識で一応進ん

でいるということでもっての説明でいいのかどうかというのを確認したいと思います。

○内田企画課長 13ページの下の方に先ほど説明しましたように、自由民主党では平成27年から29年を目途に道州制導入を目指すとして書いてありますし、政府の道州制ビジョン懇談会でも平成30年度までに道州制移行を打ち出すということで、今議論しているところの目指すところはここだということを示しているというだけに過ぎないのではないかなと思ってます。といいますのは、先ほど区割りの話が委員の方からありましたけれども、九州の場合は沖縄を除く九州で一つということで大体一致しておりますので、区割りの議論については余り問題はないというふうに思いますが、ただ、他都道府県の区割りの場合かなり議論がなされるものだというふうに思います。ですから、区割りが決まるまでもかなりの時間を要するということになりまして、ここに掲げております、目標としています年数までに本当にできるかどうかというのは私個人としましては少し疑問かなと。ただ、今の議論はとにかく30年ないしは27年、29年を目途にということに進んでいるのは事実でございます。

○重村栄委員 今、吉田議員の質問とちょっと関連するんですけども、13ページにいろんな方面の論議の動向が書いてありますね。ありがたいことには私ども自民党の推進本部の動向も書いてあるんですが、一方で政権を担おうと今頑張っている民主党さん初め各政党さんいろいろあるんですが、その辺の動向はどんなふうなんでしょうか。基本的にどうなのか、把握してありますか。

○木本総合政策局長 道州制について一番活発に動いていらっしゃるのが自民党さんと思っております。ほかにも検討されておりますが、

自民党さんほどは私ども把握できていません。それが1点と。

先ほどの企画課長の答弁に補足をさせていただきますが、区割り案は先ほどお示しをしましたが、資料としてつけておりますのは自民党さんの考えです。これでは9分割案と11分割案、11分割案が3パターン出ております。実は、今まで区割りを示しましたのは平成18年2月に第28地方制度調査会、ここが道州制の議論のスタートでございますが、このとき9分割案と11分割案と13分割案を出しております。9分割案、11分割案では九州は一つでございますが、13分割案になりますと九州は北九州と南九州に分かれております。ただ、今のところは九州は一つということで九州の各県、経済界もそういう動きで進んでおります。

○馬場成志委員長 なぜ自民党案だけ今出ているかというのは新しい情報としてここに出していただいておりますということですので、御理解いただきたい。

○平野みどり委員 この道州制を目指す中で地方分権を進めていく市町村が自立していかれるということはとても大事だろうというふうに思うわけですが、48市町村あってやはり自立度というのが温度差がありますですね、過疎地域の自治体はなかなか厳しいものもありますし、そういう中で地域振興局はその自治体をどう支援していくかというのはとても大きな問題だろうと思っております。今までも議会質問等でも皆さん多く取り上げてこられてますけれども、大きく地域振興局のあり方を見直すというところまでなかなか至っていないというふうな認識でおりますが、ある意味聞くとところによるとやはり県から市町村に向向されている方たちの実感として、もう本当に市町村の方が頑張っていると、地域振興局は本当に要るんだろうかというような声さえ

も聞こえてくるような状況です。ということは地域振興局の大幅の見直しというのがその分権を進める中での今後の熊本県のあり方、道州制に向かっていく中での縮小とは言いませぬけれども、やはり機能に関してはかなり市町村の方にも移譲させていかないといけないという中での地域振興局のあり方に関して、もう少し踏み込むべきだろうと思うのですが、そこら辺の議論の状況はいかがでしょうか。

○田崎人事課長 人事課でございます。平野委員の方から、地域振興局の見直しの状況についてのお尋ねでございましたけれども、御承知のように昨年の12月に地域振興局見直しに関する基本方針を策定させていただきました、いわゆる第2期地方分権改革が進んでいる状況あるいは政令市、道州制の話が進んでいる状況の中で昨年の基本方針の中で、当面10局体制を維持した中で専門的な業務集約あるいはスリム化を図っていくという当面の基本方針を策定したところでございます。ただ、今いろんな議論が進んでおりますように、地域振興局の見直しにつきましては、そういう市町村への権限移譲というのを進める中でどう見直していくかというのは非常に重要な課題であるというふうに認識しております、今策定作業を進めております財政再建戦略の中でもこれをどう見直していくのか今検討を進めているところでございます。いずれにしてもやはり市町村と県の仕事、事務事業をどうしていくかというのが基本になるというふうに思っておりますので、そういった財政再建戦略の中でしっかりと議論していきたいと思っておりますのでございます。

○平野みどり委員 知事も変わられまして、蒲島知事は熊本市に政令市になってほしいと、熊本市以外の自治体への支援をしっかりとやっていくんだというようなことをおっしゃ

っていますので、その流れに沿って地域振興局も市町村を支援するんだというまず第一義的な、県でしかできない仕事ももちろんありますが、その意識を局長以下しっかり持っていただきたいと、特にトップの考え方を局長が違うようなことを言ったりするようなことだけはないようにしていただきたいなというふうに思います。

それともう1点なんですが、過疎対策関係の資料の28ページです。これこそ知事がおっしゃっている政令市以外の、熊本市以外の、熊本市はそれを目指すわけですから、周辺の自治体への支援というようなことと大きく関連するわけですが、特に過疎であるという地域に関して、この28ページの下から2段目です、医療、福祉、教育確保の充実ということは今大きく論議されている高校再編の問題とも大きくかかわると思うのですが、この過疎問題研究会などの論議の中で、ここでは学校施設の耐震調査改修ということが一行盛り込まれておりますが、高校を地域の中等教育の場を残すか残さないかというようなことの論議というのはあったのでしょうか。

○神谷地域政策課長 今、委員のお話のあったのは高校再編に絡むような議論は実は過疎問題研究会の中では詳しく触れられておりません。各委員からもそういった御意見は何一つおらないところでございます。

○平野みどり委員 それが触れられないというのが不思議なんです。結局早い段階から町村を離れた子供たちがじゃ成人して森を守ろうと、田畑を守ろうと思って帰ってくるとはとても思えないわけですよ、だとするとその地域の中で高等教育、中等教育までしっかりと受けてそして村、町を支える人材になっていこうという人たちを養成するというこの意味合いというのがこの中で論議されていないのは何でなんですか、わざと触れられ

てないわけですか。

○神谷地域政策課長 まず、何と言いますか、法令に基づく役割分担というか、教育委員会と知事部局というのはおのずと限界があるんですが、御意見の中では具体的にこの高校どうこうという話は出ていませんけれども、頭脳が流出してしまうと、そういうのが過疎地域、今後元気出していく面では考慮していなければいけないと、そういう御意見はございました。

○平野みどり委員 これは何回も本会議でも委員会でも述べられてますし、皆さんも議論をされてきてます。教育委員会と権限が違いますから知事部局はという言いわけですね、じゃ本当に地域が衰退していく中で通じるのかなと、一般的な感覚としてわかりません。教育内容に入り込むことはもちろんおかし、知事部局がですね。ただ、教育の環境づくりということを知事部局が責任を持たないということに関して、これはあくまでも教育委員会のことなんだと、そちらマターなんだということが通じるというふうに県民はとても思えないのですけれども、さらにもう1回。

○神谷地域政策課長 一応、法令で限界はあるんですけれども、教育面というのも地域振興の中では大きな分野を占めておりますので、具体的に知事部局の方から、ここをこうしてくれというのは言えないと思うんですけれども、地域振興の中でそういう再編を受けて地域をどう元気出していくかという観点から引き続き検討は進めていきたいと思っております。

○馬場成志委員長 この件に関しては私も委員会に入らしていただきました。入るといってか委員としてではなくて入らしていただきましたけれども、当事者、先ほどの町長さんた

ちも含めて当事者の方々が本当に深刻な議論をされております。ですから、最低限これだけはやってもらわないかんというような議論をしっかりとやらせておられますので、あっちこっちこれについて触れていないのがどうかということは今現時点ではちょっとはずれてしまうのかなというふうに思いますので、その辺もまた御理解いただきたいと思います。

○平野みどり委員 よくわかります。喫緊のどうしようかという課題ということはあるんでしょうけれども、人材育成ということがないと、このブロードバンドを整備してだれが使うなというふうな思いになります。それだけは言うておきます。

○松田三郎副委員長 平野先生の意見に関連なんですけれども、地域振興局の話が出ましたけれども、熊本市選出の管轄の先生方と我々少し感覚が違うところがありますので言うておきたいと思っております。基本的に市町村に対する権限移譲がほとんど進んでない状況の中でただ単に振興局だけを統廃合しようという部分については私は大きな矛盾を思っております。例えば県税の納付をどうするか、それから遠い人たちだったら、パスポートの交付を受けるときに振興局でできるわけです。それを市町村に全然落としてないのに県庁まで取りに行くと阿蘇の人に言うのか、阿蘇は近いのか、済みません。天草の方に言うのか、そういう基礎的な考え方、基本的な部分の考え方がきちっと進んでなくて、権限移譲が進んでない。我々が国に対して言うのと同じことを市町村からは県に向かって言われているわけですから、その辺の権限移譲は全然進んでいかない、全然とは言いませんけれども、ほとんど進んでいないこの現状の中でただ単に振興局をなくせばいいとか、統廃合すればいいとかというのは少し乱暴過ぎる議論だと私は思っておりますので、やっぱり県が市町村に

対してどう権限移譲をしていくか、そういった中でその議論が自然と生まれてくるべきだというふうに思います。政令市になるところはそれは法律上、権限移譲がなされるわけにありますけれども、県がやるやらないという話でなくて、法制度の中でちゃんと中核市になればこれだけの権限が県から熊本市にありますという話ですし、政令市になればもっとたくさんありますよという話と普通の熊本市以外の市町村は違いますので、その点は、これは意見ですけども、ぜひしっかりわかっておいてください。

○吉田忠道委員 さっき質問したんですけども、過疎のところは詰まってませんでしたので、過疎の件で27ページと29ページを質問いたします。その前に過疎ということで例えば私たち地元の天津町、その付近は過疎の町でありませぬけれども、町の中でやっぱり地域的に過疎をしているところがあるわけですね、この問題に対する対応を今後の配慮をもってやっていただきたいと思いますが、27ページの2番の過疎地域を取り巻く環境の変化の中の(3)団塊世代の退職というところで交流を望む声がふえつつあるというようになことで載せてあります。私も団塊の世代の方が退職を迎えて本当に交流して田舎の方に帰ってきてという声が強くてあるんだろうかという、ただ浪花節でなくてデータがあるのかと、これが1つと。

29ページの(2)の生き生きとした暮らしの実現の中で1番目の農林水産業の振興と森林保全のため支援の充実、これは新規に農林業とかに携わってそんなに簡単に仕事ができるもんじゃないんですよ、だからここに書いてあるのは非常に建前としては美しい文句に聞こえますけれども、本当にこれで実現ができるのかということをもうちょっと、何ですかね、検証といいますか、そのへんのこれからかもわかりませぬけれども、そのへんを

担当者の方のお考えを聞きたいのですけれども。

○神谷地域政策課長 御質問のまず1点目でございますけれども、実際に団塊の世代からの、我々把握してますのは雇用も含めて退職後移住してきたいという相談件数を一応取りまとめてまして、平成18年度は年間で830件余、平成19年度は942件余、県庁の方に相談があります。今年度でございますが、8月末までの取りまとめたところでございまして、436件そのような御相談がございます。御相談ですので、具体的に本当に移住してくるかどうかは最終的には御本人の決断になりますけれども、一昨年度、昨年度に比べまして今年度かなりそういった相談の件数は、件数としてはふえてきておるところでございます。

2点目の御質問で実際に就農されている方については、我々いろいろ御意見は聞いたりしておりますけれども、一応、提案の中でも単に土地を使用するだけでなく、実際にどういうふうに農業を営めばいいか、そういった教育も必要ではないかという御意見も伺っておるところでございます。そういうところは実際に就農されている方もいらっしゃいますので、そういった声も受けとめ、それからヒヤリングさせていただいて具体的な提案の中にもぐり込めるか検討させていただきたいと思っております。

○吉田忠道委員 今就農の件は今多分つかれている方は結構おられると思いますけれども、果たしてこれがどのくらい継続ができるか、農業としてですね、その付近のフォローをしっかりとやって、それを今後のためにということも生かさないかと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

○神谷地域政策課長 わかりました。

○児玉文雄委員 今、吉田先生の質問、うちの清和村にも6世帯くらい入っておったわけです。しかし、ああいう田舎に来て住もうという人は就農が目的ではなくて、夏は涼しいから、冬はもう熊本の方に帰ってしまわれるわけです。これは実際の話です。ある程度水耕栽培をするということでかなりの投資をした益城の人がおりますけれども、その人も今その施設を売りに出しております。全部全滅でないかな、そういう人というのは。だから、やっぱりもう少しそれを追及してやらないと、いろいろお尋ねするのは何百人おっても実際はそういう人たちは実際地方に行ったかというところでもないというような感じがするけど、うちの山都町は6家族でした。しかしもう今もうほとんどゼロになっております。

以上です。

○馬場成志委員長 ほかにございませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 政令指定都市の件なんですけれども、当然、熊本市が政令指定都市に移行するのは非常に私も賛成なんですけれども、きょう資料3に政令指定都市の効果ということで先進地事例の都市に関して書いてあるんですけれども、恐らく政令指定都市になったことによってさまざまな不具合とかあったと思うのです。その部分に関して記載が全くされてないので、どういうものがあつたのかという点と、それに対してどういうふうに対応されたのかをお尋ねしたい。

○本田市町村総室長 この報告の中にも例えば非常に住民と行政との距離感が遠くなるというような御懸念とか、そういうようなものが、これは一般的にも政令市に限らず合併のときには言われていることなんでございますが、ただ、そうした中でも例えば最初の区役

所設置に伴う住民サービスやまちづくりの充実のところ、そうした区民会議の設置でございませうとか、そういった中でいろんな自治組織等の活用をしながら、できるだけ身近かなところでの声が行政の中に反映されるような仕組みづくりというようなことで、こういった事例が紹介をされております。そのほかでも今熊本市と近隣町との間の協議の中で御懸念されておられるのが、いわば新しい事業所税、都市計画税がかかってくるのかというようなこと、あるいは市街化区域と市街化調整区域との線引きがなされることによる例えば開発が制限される、あるいは資産価値が下がるんじゃないかというような御心配とか、そういったことを含めて今協議が進められているわけでございますが、一応これにつきましては、効果という形での一覧を挙げさせていただいておりますが、そうしたいろんな規模が大きくなることによる税の負担の増加でございませうとか、あるいは法制上の線引きの問題でございませうとか、そういうものもございませうので、そういったものにつきましても、議論の経過について適宜またお知らせをしてみたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 まず今言ったように効果だけでなくそれ以外のものも本当はここに記載して、我々も住民に説明するときに、こういう不具合があつたけれども、こういうことで対応できたとか、そういったことを伝えていかなければいけないというふうに思いますので、それを含めてお願いします。

○馬場成志委員長 ほかに。

○高木健次委員 14ページですけれども、道州制の導入という形で主なメリット、主なデメリットと書いてありますが、主なデメリットのところでもわざわざ矢印をして、例えば3番目、国家として統一性が失われ、国力が

弱まるおそれ、国家の役割が重点化され、むしろ国力が強化と書いてある。むしろメリットですよ、この文章からいけばですね、あえてそこまで書かないかなのかなと思うことと、メリットが5件、デメリットが3件、必ずこういう場合こういう書き方をしななければならぬような意味はわかりますけれども……。一番下のプロセスが2015年から2017年を目途と書いてありますけれども、この中で我々が一番道州制を目指す一つの大きな手がかりというのは、ここに書いてある北海道の特例区を模範とするというようなことで、北海道も視察してきましたね。その中でこれくらいを参考にしなければできないのかなと。僕は、前回も言いましたけれども、市町村の合併したところの検証をということで、やっぱり北海道はずっと営々とそういうことでやってきておるわけですね。前回その検証したときも、さほど道州制に移管をしてこれだけの大きなメリットがあるんだなということは余り感じなかったし、むしろ道州制への移管ということになれば、小さい枠組の中の市町村の一つの大きなその辺の何と言いますか、取り組みとか意見というものが非常に重視されるでもいいんじゃないかなという感じがするわけです。ですから、48市町村に熊本県もなりましたけれども、合併したところのいろいろな意向を聞けば、よく言われるのが20～30年せんとわからんと、まさにそうだと思うんですけども、ほとんどの意見が合併してよかったという意見はなかなか聞けないですね、今の意見では。とするならば、北海道の特例区を参考にすることでなくして、やっぱり合併した市町村、しなかった市町村あたりの検証を今やっておられると思うんですよ、その辺から出てくる喚起というものを重点・重視しなければならないのかなという感じがするわけです。その辺の熊本県においてもそういう小さい枠組みの小規模な市町村のそれによる意見あるいは合併したところの気持ち

あたりによる環境というものを高めた方が一つはよくなるんじゃないかなという感じがするわけです。どこに行っても上の方だけで議論して下の方はほとんど余りほとんどわからないという感じがするものですから、その辺についてはいかがなものでしょうか。

○内田企画課長 住民といいますか、県民に対する周知ということだろうかというふうに思います。昨年度は全国知事会での議論を契機としましてシンポジウム等を開かせていただきましたし、県下6カ所で道州制関係の周知ということでセミナー的な形式の説明会を開催したということ、またパンフレットをつくって配布したということで、今の段階でできる事柄については周知をしようというふうに考えております。ただ、今、九州地域戦略会議でも12の事柄について住民に関係あることをということで議論を進めているわけですが、なかなか枠組み論が先行しております。住民の生活実態に応じた説明がなかなかできづらい状況にあるのは事実でございます。議論が進む段階においてできる限り具体的な情報をもって県民には周知啓発をしていきたいと考えておりますので、これからも積極的に対応していきたいと思っております。

○松田三郎副委員長 関連しますけれども、きょうここにも請願書が出されております。過疎地域というのは道州制になっても、合併しても過疎地域は過疎地域なんですね。ですから、こういう過疎対策を道州制になってまたやるということになれば、今まで以上に非常に過疎対策というのはまた困難になってくれないかという感じもするわけです。その辺も踏まえてしっかり議論をしてほしいというふうに思っております。その過疎対策について課長の何か意見がありましたら。

○神谷地域政策課長 過疎対策を担当させて

いただいておりますけれども、いずれにしても道州制であろうが今の国の形であろうが最終的に過疎対策を講じていく上で、国なり道州の果たす役割というのは財源調整だろうと思っております。その辺の議論をちゃんと注視しながら道州になったから過疎地域が振興されないということはあってはならぬと思っておりますし、その辺はちゃんと注視して県としても検討を進めていきたいと思っております。

○中原隆博委員 1つは要望なんです、15ページでこれは要望ですが、権限、財源ですね、人間をパッケージで移すというふうになっていますので、人とか、少なくとも人材という言葉に変えていただいた方がいいんじゃないかと。

○馬場成志委員長 それは自民党が出した資料です。(笑声)

○中原隆博委員 それは失礼しました。その方がよりいいんじゃないでしょうかということです。

それともう1つ、道州制を迎えるに当たって権限と財源移譲ということもよくよく言われていることなんです、これは三位一体改革で失敗した歴史があるわけです。だから、その二の舞いを踏まない、そういう道州制であってほしいということをやっていかなければならないということなんです。それで北海道の話も出ましたけれども、北海道がいうならば模範的なモデル地区と言えないというような御議論もあるわけです。そんな中で先鞭を切って九州が一つになって道州制のモデルをつくり得るような方向性を目指していただきたいと、これも要望で結構でございます。

それから、もう1つ政令指定都市の問題が出たんですが、政令市と同様に政令市以外の市町村を含めた基礎自治体も同時平行的に発

展を図っていくと、この二段構えも知事のマニフェストの中にありますので、どうぞ執行部の皆さんもよくよくその辺を理解しながら努めていただきたいと思います。

以上でございます。要望で結構です。

○馬場成志委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 過疎法についてお伺いしたいと思います。私、当然、天草選出なんでこの過疎対策法の改正をぜひやっていただきたいというふうに思っておるわけですが、先ほど請願をしていただきました甲斐町長の方から従前の活動では改正が困難であるような識者の見解を述べられましたけれども、私たちにとってみれば、そういうことはなくて進めているかと思ったんですけども、やはりそういう議論があるんでしょうか、その辺そういう話があれば教えていただきたい。

○馬場成志委員長 それは議案でもありません。

○神谷地域政策課長 一部学識経験者の中にそういう議論があるのは事実でございます、それはなぜかと申しますと、日本全体がこれから人口減少社会として突入いくと、その中で過疎地域だけこれまでのように特別に支援をしていく必要があるのかと、そういう懸念を示されている方がおられます。その方自身はそれでも過疎地域の振興は大事だというスタンスの方でございます。ですから、先ほど山都町長もおっしゃっておられましたけれども、いかに都市部の方に理解を得るか、過疎地域に対して支援をしていくと、そういう活動が今後必要になるだろう、それは今まで従来どおり単純に過疎地域振興してくれというだけではなくて、都市住民の方にも理解を求めていく、そういう全国的な議論をしていく必要があるのではないかとということ

で、それは私どももそう思っておりますので、そこはよく議会とも連携させていただいて国の方にどう要望していくか、これからいろいろと戦略を練っていきいたいと思っております。

○馬場成志委員長 よかですか、議案でもありますが、後ほど請願についてはちょっとまた。

○池田和貴委員 これまでの過疎法はずっと議員提案でされてきた背景があるんですが、今回の流れとしてどういう形になっていっているのか、もしその状況がわかれば教えてくださいませんか。

○神谷地域政策課長 恐らく推測になりますけれども、これまですべて議員立法で特別な措置が講じられてきたと。それは例えば離島ですとか、半島とか特別の地域を振興するような立法措置はすべて議員立法で行われております。ですから、今後新たな立法措置が講じられるとすれば議員立法に多分なるんだろうと、総務省の方でも今過疎に対して懇談会を設置していろいろ課題の整理をしておるところでございます。総務省として例えば政府提案で立法措置を講じようという動きはございません。恐らく議員立法になると思っております。

○池田和貴委員 わかりました。ありがとうございます。

○馬場成志委員長 よございますか。

○池田和貴委員 はい結構です。

○馬場成志委員長 1つだけお尋ねします。先ほど重村委員の方からお話が出ておりました国のスタンスが矛盾する部分の話が出てま

したけれども、逆に権限移譲のときに地方が権限をやれ、権限をやれと言うとつとに本当においてくるというときにはその権限は要りませんというような話をすぐ国がやるわけにありますけれども、ただ、それは重村先生の指摘のように国が矛盾する部分で要は要らぬもんばかりおろしてくるというようなことが多々あるわけです。結果的にそうなってしまうというようなことは大変苦しいですけれども、そういう事実が実態があるかというふうに思います。ただ、その中の無理な仕事というか、嫌な仕事というか、そういうことであるかどうかは別として、この10ページに、これは新聞記事でありますけれども、先ほどもちょっと触れられましたけれども、1級河川の管理事務は第2次勧告までに都道府県への権限移譲の具体案を得るというようなことに書いてあります。この件について土木部で何か考え方があれば聞きたいと思っております。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。第1次勧告におきまして国の管理する国道あるいは河川のうち、一定の要件に該当するものについては、都道府県へ移管すべきという勧告が行われたところでございます。現在、具体的な協議に当たりましては、全国知事会を窓口といたしまして、基本的な財源の手当をきちっと行うというようところで協議に入ることになっているところでございます。去る9月17日、全国知事会の方から各都道府県に対しまして、国の方によって一定の方向が示されたということを受けまして遅くとも9月中には協議が行われるというような通知が行われておりますけれども、現在、具体的な内容について土木部に対して協議が行われているという状況にはまだなっていないところでございます。

○馬場成志委員長 先ほど大変回りくどい申し上げ方をしましたけれども、今大変厳しい

環境判断、これからいかにして治水をやっていくかというようなことの中で我が県は大変な難しい問題を抱えておりますが、その状況の中でこれがすんとおりにくるというような状況があれば、どう対応していいかということは現時点ではちょっと頭の中で整理がつかないというような感じを今持っております。ですから、この件につきましても、しっかりとアンテナを張っていただいて、県としてどういう対応をしたらいいかということについては、しっかりと意識を強く持っていておきたいと、私自身もまだ整理がつきませんけれども申し上げておきます。

それでは、よろございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 それでは、次に、本委員会に付託されました請願を議題として、これについて審査を行います。

まず、執行部から状況の説明を願います。

○神谷地域政策課長 現行の過疎法は平成21年度末、来年度の末をもって失効いたします。請願の内容にもございましたが、本県の過疎地域の現状を申し上げれば人口減少、高齢化の急速な進展、これらによって地域の活力が著しく低下してございます。さらには耕作放棄地が増加している等々大変厳しい状況でございます。今後とも引き続き総合的な地域の振興そういったものが必要だと考えてございます。このため執行部においても、7月の国の施策等に関する提案、国への提案の中で新たな過疎法の制定を求めています。さらには、現在、関係市町村や有識者の御意見を伺いながら、本特別委員会でも報告させていただきながら過疎地域の具体的な振興策に関する国への提案を検討しているところでございます。

説明は以上でございます。

○馬場成志委員長 ただいま説明が終わりましたけれども、質疑はないでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 なければ、質疑は終了させていただきます。

次に、採決に入ります。

請第22号についてお諮りいたします。継続、採択、不採択という考え方がありますが、請第22号についてはいかががいたしましょうか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第22号を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 御異議なしと認めます。よって、請第22号は採択とすることにいたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第22号は、国に対して意見書を提出していただきたいという請願であります。そこで意見書案については、作成しておりますので、事務局から案をお配りいたしますので、一読をお願いします。

(意見書案配付)

それでは、大体、読まれたかと思っておりますので、配付いたしました意見書案について御意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 それでは、異議なしということでございますので、この意見書を本会議に提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書案を委員長名をもって議長に提出したいと思っております。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきまして

は、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 異議なしと認めます。

その他に入りますが、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 ないようでしたら、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午後0時3分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長